

里親に対する知事感謝状贈呈要綱

1 趣 旨

里親として児童の養育に努め、児童福祉の向上に貢献してきた優良な里親に対し、その功績をたたえ、感謝の意を表すため、埼玉県知事から感謝状を授与するものとする。

2 対象者の基準

次の（１）から（３）に掲げる要件の一つ以上を満たす里親とする。

ただし、あらかじめ定められた児童の養育に特化した里親(親族による里親、親族里親)や養子縁組を前提として養育している里親は、原則として対象としないものとする。

また、過去３年間に同様の趣旨により知事感謝状を贈呈された里親は、原則として対象としないものとする。

(１) ４年以上の間、里親として児童を養育し、その業績が顕著な者

(２) 養育困難な児童（障害児、非行児等）を受託しているか又は受託した者

(３) 同時に２人以上の児童を養育したか又は養育している里親であって、その業績が顕著な者

3 贈呈の方法

感謝状は別紙様式による。

贈呈に当たっては、記念品を添えることができる。

4 贈呈の時期

原則として、一般社団法人埼玉県里親会の総会において行う。

5 その他

感謝状の贈呈に関する事務は、福祉部こども安全課において行う。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。